

茨ビ協発第3145号
令和4年12月23日

茨城県知事
大井川 和彦 様

一般社団法人茨城県ビルメンテナンス協会
会長 塚越 俊祐

ビルメンテナンス業務に関する契約（公共調達）の最低賃金引上げ、
エネルギー価格・物価高騰等に伴う契約金額の変更について（緊急要望）

時下、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から当協会の運営や事業活動の推進につきまして、ご指導・ご支援をいたしておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、標記の件について、別添1のとおり厚生労働省から各都道府県に対し、今般の最低賃金の引上げ、エネルギー価格・物価上昇等を受け、契約金額変更の検討、並びに受注者からの契約金額の変更について請求があった場合は、迅速かつ適切に判断して積極的に対応するよう依頼する通知が発出されたところであります。

また、総務省からも、別添2のとおり「最低賃金の引き上げ、エネルギー価格・物価高騰等に伴うビルメンテナンス業務に関する契約に係る契約金額の変更について」、検討依頼の通知が発出されたところであります。

私共ビルメンテナンス業界は、最低賃金の2年連続の過去最高となる引上げや社会保険料の適用拡大による労務費の増加に加え、資機材、エネルギー等の価格高騰などの理由により、公的機関と締結させていただいている契約金額では適切なビルメンテナンス業務の継続的な実施に重大な支障が生じるおそれがあります。

つきましては、下記の要望につきまして、何卒、ご高配を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

記

1. 今般の最低賃金の引上げ、エネルギー価格・物価上昇等を受け、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（令和3年1月18日生食発0118第4号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）を踏まえ、適切な価格で単価を見直して契約金額を変更することを検討していただきますようお願いいたします。
2. 特に受注者から契約金額の変更について請求があった場合には、変更の可否について迅速かつ適切に判断し、積極的に対応していただきますようお願いいたします。
3. 市町村に対して上記1、2について周知していただくとともに、各市町村においても適切に対応していただくよう、特段の御配慮をお願いいたします。